

全 員 協 議 会 記 録

令和 7 年 8 月 19 日 (火)
10 時 00 分～10 時 40 分
全 員 協 議 会 室

〔出席議員〕

笹田議長、川神副議長

肥後議員、村木議員、大谷議員、沖田議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、
串崎議員、小川議員、上野議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、永見議員、
佐々木議員、田畑議員、西田議員、牛尾議員

〔執行部〕

久保田市長、砂川副市長、岡田教育長、草刈教育部長

〔事務局〕 下間局長、濱見次長、森井書記

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 寄附金を原資とした（仮称）益井俊雄奨学金制度の創設について（教育委員会）
- (2) その他

2 行政視察レポートについて

- (1) 福祉環境委員会
- (2) 議会改革推進特別委員会

3 第 5 回はまだ市民一日議会の発言者に対する返答について

4 第 5 回はまだ市民一日議会の振返り等について

5 その他

- (1) 自由討議について
- (2) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[10 時 00 分 開議]

○議長

ただいまから令和7年8月19日の全員協議会を始める。それでは議題に入る。

1 執行部報告事項

(1) 寄附金を原資とした（仮称）益井俊雄奨学金制度の創設について

○議長

資料1-(1)を参照されたい。執行部から説明をお願いします。

○教育部長

このたび、浜田市出身の故益井俊雄氏の遺族より、生前の益井氏の意向を踏まえ、給付型の奨学金制度を創設するための寄附をいただいたので報告する。

資料1 ページの趣旨にあるとおり、今回の奨学金制度は、生前、益井氏が自身の経験から、若いうちから文化芸術、スポーツや海外での活動など、自分が強く興味を持ったことに挑戦するに当たって、経済的理由でそれらを諦めることがないよう支援したいという思いを抱いておられたことを承知であった、益井氏の姉妹である吉本氏、中丸氏より、益井氏の思いを実現させるために、奨学金制度の原資となる寄附をいただいたものである。益井氏がこのような思いを持つに至った自身の経験については、3 ページ目に略歴を掲載しているので、一読されたい。

続いて、2 番の制度概要である。この奨学金制度は、対象者、応募資格、期間とも、できる限り寄附者の意向に沿った形で制度設計をした。奨学金の制度は2 種類を予定しており、一つは学業、文化芸術、スポーツ活動等への支援のための奨学金、もう一つは海外短期留学への支援のための奨学金である。

二つに共通する事項として、対象は高校生で、住居要件として、生徒は市内の中学校卒業、保護者は市内在住としている。応募資格はこの住居要件のほかに、成績、経済条件の制限がある。事業期間は令和8 年度から令和32 年度までの25 年間、事業費の総額は約1 億2,000 万円となっている。

一つ目の個別の事項としては、高校入学時より、文化芸術、スポーツの道を将来にわたって志したいという思いがありながら、経済的理由でその活動が困難なものに奨学金を給付するもので、年間に4 名、月額3 万円を3 年間という形で想定している。

二つ目の個別の事項は次ページのとおりである。こちらは、高校在学中の海外への留学、主に夏休み中の短期留学を想定しているが、その留学費用の支援という形になっている。年間4 名、1 人1 回20 万円を給付するという形で想定している。

次に、3 番の今後の予定である。寄附金1 億2,000 万円については、既に浜田市に入金していただいております、8 月22 日に寄附金の贈呈式を行うこととしている。その後、12 月定例会議において基金条例を提案させていただき、併せて、補正予算として寄附金の歳入予算及び基金に積み立てるための歳出予算を計上させていただく予定

である。

○議長

ただいまの報告について、質疑等はあるか。

(「なし」という声あり)

(2) その他

○議長

執行部からほかに報告事項はあるか。

(「なし」という声あり)

議員から執行部に確認しておきたいことがあれば、ここでお願いします。

○川上議員

先般、年度ごとの事務報告書を見た。この事務報告書は公のものだと思うが、この中に分限・懲戒処分状況という項目があり、懲戒処分等について記載されている。ここに何も書かれていなかった場合、そのときは懲戒処分等がなかったと判断して良いか。

○副市長

ただいま詳細が確認できない。基本的には公表できるものは公表するというスタンスでいるので、公表できないものがあれば公表しないかもしれない。内容はまた後日確認させていただく。

○川上議員

公表できる、できないは別として、何年分か確認したところ、かなり多い。平成25年は懲戒が39件と書いてある。そして、平成30年は、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合という、地方公務員法第29条第1項第2号について、減給が1件だけであった。そうすると、平成30年においては、免職も停職も減給もなかったと判断して良いか。先ほど、報告できるものについては報告すると言われたが、この事務報告書には詳しく記載されている。それについて答えていただきたい。

○副市長

当然、処分をしたら公表するという基準を作っており、その基準に基づいて行っていると思う。基準に該当があれば公表し、なければしない。ただ、懲戒処分が全て公開対象かどうかは、私もこの場ではっきり言えないので、また確認して報告させていただく。

○川上議員

これまででも停職や減給など、多くの方々が正式にこの事務報告書に載っていたが、平成30年については載ってなかった。法令に違反した場合、職務上の義務に違反した場合、全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった場合という三つの中で書かれているが、平成30年においては、二つ目の職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合というのが1件だけであった。

なぜこのようなことを聞くかという、以前私が質問した、平成30年において問

題があった方が退職されている。この方は平成 30 年 12 月 31 日に普通退職されているが、これを見ると処分等は一切行われていない。これについて聞きたい。

○副市長

そのことについては、これまでも質問をいただき回答しているので、その回答のとおりしか答えられない。

○川上議員

これまでも、あったとも、なかったとも答えられないという話であった。しかし、実際この方は普通退職されており、なおかつ、その年には処分が一切行われていない。そうすると、その方の退職に関しては処分がなかったと判断して良いか、ということを知っている。

○副市長

判断をされるのは個人のそれぞれの考えだと思うが、我々執行部としては、適切な対応をしたということでこれまでも報告しているとおりで。

○川上議員

執行部は裁量行為をされたと思う。裁量行為の最初は事実認定であり、事実認定をしているかどうか。2 番目に要件裁量をしているか。3 番目に効果裁量をしているか。こういう段階を踏んで裁量されたと思う。今回話を聞くと、このプロセスの一番、二番、三番をされていないのではないかとしか判断できない。本来であれば、事実認定されれば二番、三番と進むが、最初の実事認定をされないから、答えられない、これまでと同じ、あったとも、なかったとも答えられない、という答えしかできないという返事だと思う。

特に、3 番目の全体の奉仕者にふさわしくない行為という部分には、自家用車を飲酒運転して人身事故を起こす等、職務に関係ない一般犯罪を犯した場合も含まれている。そうであれば、執行部が行うべき裁量として、これは裁量が委ねられているので、やる、やらないは別としても、最初の実事認定をし、法律の要件に該当するかどうかの要件裁量をし、3 番目のどのような処分をするかという効果裁量はなされるべきだと思う。どうも今までの答えを知っていると、このプロセスを踏まずにされているような気がする。これはあくまでも私の判断である。執行部として、これまでと同じ答えしか出てこないということになってくると、そのように思わざるを得ない。やはり執行部としては、やむを得ないことがあって裁量を超えることはできないとしても、裁量は裁量としてやるべきだと思っている。これだけ申し上げて終わる。

○議長

そのほかあるか。

(「なし」という声あり)

2 行政視察レポートについて

○議長

資料 2 を参照されたい。

先般、福祉環境委員会と議会改革推進特別委員会において、行政視察を実施された。視察先で得た先進的な取組や知見等を行政視察レポートとしてまとめられたので、報告していただく。執行部の皆におかれても、聴講をお願いする。

(1) 福祉環境委員会

○議長

それではまず、福祉環境委員会、肥後委員長、お願いする。

○肥後議員

福祉環境委員会で、7月16日から17日の2日間、隠岐の海士町に視察へ行ったので、その視察報告をさせていただきます。

まず1ページ目、海士町視察報告ということで、サブタイトルを「地域内経済循環と脱炭素の同時実現に向けて」と付けさせていただいた。当初は、中古EVの活用リース事業や地域での経済循環ということで視察へ行ったが、これらは目的であると同時に手段の一つであることを、逆に視察で学んだ。

3ページの視察の概要である。隠岐諸島の海士町は、島根半島から60キロ沖に位置し、人口は約2,200人、面積は33.5平方キロメートルである。以前から離島振興と地方創生のモデル地域ということを何度も聞いており、大変楽しみにしていた。

視察の背景と目的は、浜田市も8割方が中山間地域であり、そこにおけるエネルギーシフトの具現化、持続可能な地域社会の構築に向けた先進事例の調査、地域内経済循環と脱炭素の同時達成モデルの研究、再生可能エネルギーを活用した新たな事業モデルの検証、また浜田市への応用可能性の検討である。主な視察先として、交交株式会社、AMAホールディングス株式会社の二つに伺った。

4ページ、自立分散型モデルの理念的基盤であるが、交交株式会社の代表が言ったのが「祖先に恥じない日本を未来に」ということで会社を設立し、それができるようなビジネスモデルを作っているということであった。右側には分散社会と幸福度の学術的根拠として、都市集中型と地方分散の二つのシナリオを比較し、地方分散型の優位性として、人間関係の豊かさ、自然との共生、地域コミュニティの強さが挙げられている。これは浜田市にも当てはまる部分があると思う。また、3番目の経済的自立の必要性として、分散社会の持続には地域経済の自立が不可欠であり、地域経済は公金依存体質が強く、国からの交付金にほぼ依存しているという課題から脱却する必要がある。地域が自らの判断で地域の未来に投資することが自立への第一歩である。

5ページ、地域経済の危機と自立への転換であるが、今後数年で国からの交付金が3割以上の減少が予測されるということが、大変インパクトとして残った。これは全国的な地方の問題であり、自立分散型モデルへの転換は待ったなしである。

6ページ、海士町の地域内経済循環モデルとしては、地域主体の再エネモデルとして交交株式会社を中心とした地域事業による運営が挙げられる。島民、地域企業が株式の51%以上を保有し、利益の島外流出を防止している。これは、大資本の島外の

企業が参入し、利益が全て都市部に流出するのを防ぐための戦略的な考え方であった。年間約8億円の電気代やガソリン代等が島外へ流出する課題に対応し、太陽光発電での事業利益を地域に還元し、経済を自立化するという目標を持っている。粗利を10年で10億円、産業創出を目標に、地域経済への波及効果を考えておられる。

中古EVについては、月額1万5,000円程度で希望者に貸し出している。自宅で充電し、1日100kmも移動することはないので、中古のEVで十分だということである。

7 ページ、中古EVリース事業の詳細であるが、島内のガソリンスタンドと交交株式会社が共同でこの事業を実施されている。ガソリンスタンドは薄利で利益の確保が難しい中、このような取組もされており、島外に利益を流出させず地域で回すことで、持続可能性と地域内経済循環という新たな手法を確立している。

8 ページ、海士町の未来投資委員会についてであるが、これは未来共創基金の仕組みとして、ふるさと納税を原資とした地域の投資基金である。下限が500万円と、非常に大胆な支援である。これまでの採択事例として「海が好きになるマリンボート事業」などがあり、地域の漁師にとって持続可能な取組となっている。また、委員会では共創と伴走体制を重視しており、今はまだ土俵に乗れなくとも、皆が納得するところまでしっかりと伴走サポートしてから土俵に乗せるというすばらしい取組であった。

海士町では、移住定着モデルとして「大人の島留学」や「複業協同組合」などがあり、一人が何役もこなすことで、人口以上に経済や地域の持続可能性が高まっている。移住者の定着率も約47%と非常に高く、現在人口の約18%が移住者である。

9 ページ、浜田市への応用戦略としては、浜田市も海士町と同様に急な山林と沿岸部に囲まれた平地の少ない地域であり、資源を見いだして経済と脱炭素を両立すれば、今後もしっかりとやっていけるのではないかと考えている。具体的な今後のアクションプランとしては、中山間地域のエネルギー問題、特にガソリンスタンドの存続問題や、外部人材の活用、地域資源の戦略的活用が重要である。

最後 10 ページ、まとめであるが、地域内の経済循環と脱炭素の同時実現は可能である。そのためには地域資源を活用した新たな事業創出が必要であり、官民連携による地域課題解決の実践例を作っていくべきである。海士町で聞いた「まちづくりの成功事例は、全てが挑戦事例です」という言葉が印象的であった。

委員会の決意としては、今回得た知見を生かし、浜田市においても脱炭素と地域内経済循環の実現に向けて、今後の調査研究をし、持続可能なまちづくりのために取り組んで行きたい。

○議長

ただいまの報告について、質疑等はあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 議会改革推進特別委員会

○議長

続いて、議会改革推進特別委員会、牛尾委員長、お願いします。

○牛尾議員

議会改革推進特別委員会の行政視察レポートを発表する。

視察日時は令和7年7月22日、視察先と調査項目については、1か所目が広島県三次市で「任期中の議会・議員活動検証方法の構築について」、2か所目が広島県東広島市で「一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について」である。目的は、先進市議会における特徴的な議会改革の取組について視察し、浜田市議会における議会改革の参考にすること、特に当市議会で実施していない項目について重点的に調査し、今後の議会機能等の強化に生かすことである。

三次市議会は、議長を中心に基本条例の検証に全員で取り組んでおられる。検証評価に至った理由は、市民から「公約の達成状況を教えてほしい」、「有言実行を徹底せよ」などの意見が多数寄せられ、議長がそれを受け止められたことであった。

次に東広島市議会について、一般質問等を政策提言に結び付ける取組は、議長から議会運営委員会に諮問され、12回の協議を経て決定された。目的は、議員個々の政策提言を議会全体として政策提言に結び付け、市民の負託に応え、市の豊かなまちづくりの実現に寄与することである。

最終的に、委員会としてどのように考察したかを報告する。

三次市の任期中の議会議員活動検証方法の構築については、議員が公約に掲げたマニフェストの実現にどう取り組むかは議員活動の根幹であり、取組の進捗を市民に見える化することは重要である。一方で、予算提案権を持たない議員が公約を実現する力は限定的で、達成度を客観的に評価することは困難であるという両論が出され、全議員が足並みをそろえて取り組める環境ができるまでは、本制度の導入は見送るという結論に至った。

東広島市の一般質問等を政策提言に結び付ける取組については、議会の政策提言機能を強化する上で大変効果的である。浜田市議会を導入するに当たっては、周到的な制度設計と全議員の深い理解がなければ難しく、また前提として議員間討議の活性化など更なる検討が必要であるという両論が出た。最終的に、本制度は議会改革推進特別委員会で検討すべき課題であるということで決したので、報告する。

○議長

ただいまの報告について、何かあるか。

(「なし」という声あり)

執行部はここで退席されて構わない。

(執行部退席)

3 第5回はまだ市民一日議会の発言者に対する返答について

○議長

資料3を参照されたい。

各担当委員会から、このとおり回答の作成があった。このとおり発言者に返答す

ることによろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、そのように決定する。なお、この回答についてはホームページにも掲載するので、承知されたい。

この件について、何か確認しておきたいことがあるか。

(「なし」という声あり)

4 第5回はまだ市民一日議会の振返り等について

○議長

資料4を参照されたい。

まず、1の発言者・傍聴者アンケートに寄せられた意見の一覧を参照されたい。

「気づきや発見」「ご意見・ご感想」「議会への期待」という3項目について、参加者から意見をいただいている。

続いて、2の議員の感想・改善点では、各議員から「感じたこと」「感想」「気になったこと」「改善すべき点」を提出していただき、一覧にしているので確認されたい。

続いて、アンケートの集計結果である。会議の進行や会の雰囲気について、参加者や傍聴者全員から「よかった」、発言者全員から「気づきや発見があった」と回答をいただいている。全体を集計してグラフ化しているので、確認されたい。

8の総括にあるように、参加者の満足度等は高い一方で、今回は定員10名を下回る8名の参加となり、発言希望者の減少が課題である。全体を通して、参加者からは「議会にとっても興味を持った」「新しい考えの気づきや、新しいつながりが生まれた」という感想をいただいている。

今回で5回目の開催となったが、より一層、議会を身近に感じてもらい、議会への市民参画につながっているものと感じている。各議員も、様々な世代の参加者からの建設的な提案に気づきがあったことと思うし、記載にあるようにいくつかの課題もあった。これらの振返りを参考に、今後も周知方法、運営について協議し、より良い開催ができればと考えているので、引き続きよろしくお願いします。

この件について、議員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

5 その他

(1) 自由討議について

○議長

自由討議を行う案件があるか。

(「なし」という声あり)

では、今回はなしとする。

(2) その他

○議長

私から1点、議長会関係について報告する。

7月10日に、全国市議会議長会の特定第三種漁港協議会定期総会が下関市で開催され、決算、計画案、予算案、国に対する要望案の全てが承認された。要望案については資料5-(2)-①に掲載しているので、確認されたい。

引き続いて7月18日に、全国水産都市三団体連絡協議会定期総会が東京で行われ、この総会の議案についても全て承認された。この中で、水産庁漁港漁場整備部長の中村部長が「海業」について講演されたので、資料5-(2)-②として掲載しているので確認されたい。また、要望書については資料5-(2)-③に掲載しているので、確認されたい。

7月22日に、全国市議会議長会の建設運輸委員会として、地元選出国会議員への要望書の提出に伺った。講演内容等は、それぞれ資料5-(3)-①、②、③にあるので、確認されたい。国会議員への要望書の提出については、それぞれしっかり要望してきたところである。

議員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

事務局から1点連絡がある。

○下間事務局長

決算資料の購入についてである。紙媒体の決算資料の購入を希望される方は、料金を添えて8月21日木曜日の午後3時までに、議会事務局担当者まで申し出されたい。事務局で取りまとめて、8月25日の議会運営委員会で会派分をまとめてお渡しする。なお、購入費は政務活動費の対象とすることができる。

○議長

最後に、議員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、以上で全員協議会を終わる。

[10 時 40 分 閉議]

浜田市議会全員協議会規程第6条の規定により、ここに全員協議会記録を作成する。

浜田市議会議長 笹 田 卓